



研究室で

地域における協働社会の形成に向けて 法・福島 康仁教授

福島教授は「地域活性化のために官民連携を中心とした多様なアクター間でい」と、そのための制度

さまざまな連携が巡らされ、地域社会をつくりたれた地域社会をつくりたい」と、そのための制度

設計を研究、実務にも取り組んでいる。テーマは大きく分けて①条例の制定などによる協動会社の設立②行政評価制度の設計③住民からの苦情処理システム制度の設計の三つ。背景には財政の厳しさと、行政が講じられる手法の限界という地域の現状がある。

①に関する事例に、まちづくり基本条例制定にとも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

まちづくり基本条例は、時に「まちの憲法」とも呼ばれる。それまでの役割などを定めるもの

福島教授は「ゼミでは地域課題を見つけて自分で解決策を考える企画」などを育てている感じでしょか。公民連携や「民」の連携がこれからますます重要な年頃だ。

福島教授は「ゼミでは

まちづくり条例、行政評価 自治体の制度設計に参画 実務と研究を双方にフィードバック

図書回収ボックスの継続設置に疑問を呈し、より有害なウェブサイトの存

した形で社会に還元し、

実務の成果と研究の成果

を双方にフィードバック

して取り組んでいます」

と話す。

②の行政評価制度は行

政が自らの業務を評価す

るもの。それに客觀性を

もたらせるのが外部評価制

度で外部の第三者が評価

する制度。行政の「自己

評価」を再評価すること

で市民の感覚を反映させ

るもので、福島教授は東

京・狛江市で外部評価委

員会副委員長を、東京・

中野区では外部評価委

員会副委員長を、東京・

中野区では外部評価委